



鳥取県公報

平成17年3月3日(木)
号外第25号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則(6)(環境政策課).....	2
訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(2)(総務課).....	7

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則

1 目的(第1条関係)

この規則は、鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 定義(第2条関係)

この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による事とした。

3 駐車時等におけるエンジン停止の適用除外(第3条関係)

条例に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合には、駐車時等エンジン停止を行わなくてもよい事とする事とした。

- (1) 道路交通法その他法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、自動車等を一時停止する場合
- (2) 道路交通法施行令に規定する自動車として使用する場合
- (3) 警察法に規定する警察の責務遂行のために自動車等を使用する場合
- (4) 災害救助、医療活動その他県民の生命又は身体を保護するために自動車等を使用する場合
- (5) 駐車時等エンジン停止を実施することにより、自動車の客室内の温度が著しく高温又は低温になり、乗員等の健康又は安全に危害を及ぼす危険がある場合
- (6) 乗合自動車停車所、停車帯その他これらに類する施設がない場所で、乗客等が乗降するために自動車等を停車する場合
- (7) 土木作業、貨物の冷蔵等走行以外の用途を有する自動車等において、駐車中又は停車中にエンジンを当該用途の動力として使用する場合(自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うために使用する場合を除く。)
- (8) エンジンを停止する時間が短時間となる場合
- (9) その他、エンジンを停止しないことがやむを得ないと認められる場合

4 駐車時等エンジン停止推進事業所(第4条関係)

(1) 駐車時等エンジン停止推進事業所(以下「推進事業所」という。)は、次のいずれかに該当する企業、法人等の中から知事が認証することとした。

- ア 県内において事業活動を行う法人
- イ 県内において事業活動を行う個人
- ウ 県内において自動車等の運転を行う個人が所属する団体

(2) 推進事業所の認証申請書の様式及び添付資料を定める事とした。

- (3) 知事は、推進事業所の認証の申請があったときは、認証基準に照らして審査を行うものとした。
- (4) 知事は、推進事業所の認証をしたときは、認証証明書を交付するものとした。
- (5) 推進事業所の認証を受けた者(以下「認証事業者」という。)は、(2)の申請書に記載した事項等を変更しようとするときは、変更の内容等を記した変更申請書を知事に提出しなければならないこととした。この場合において、知事は、認証基準に照らして審査を行うものとした。
- (6) 認証事業者は、毎年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに1年間の具体的な取組の状況及び成果等を記した報告書を知事に提出しなければならないこととした。
- (7) その他推進事業所の認証の手続等について必要な事項を定めることとした。
- 5 駐車時等エンジン停止推進事業所の公表(第5条関係)
- (1) 推進事業所の公表は、鳥取県公報及び環境白書への掲載並びにインターネットの利用その他の方法で行うものとした。
- (2) その他推進事業所の公表について必要な事項を定めることとした。
- 6 駐車時等エンジン停止宣言者(第6条関係)
- (1) 駐車時等エンジン停止宣言者(以下「宣言者」という。)の認証の申請を行うことができる個人、住民団体等は、県内において自動車等の運転を行う個人又はこれらにより構成される団体のうち、推進事業所の認証を受けていないものとした。
- (2) 知事は、宣言者の認証をしたときは、認証証明書を交付するものとした。
- (3) その他宣言者の認証の手続等について必要な事項を定めることとした。
- 7 施行期日等
- (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
- (2) この規則は、平成22年3月31日限り、その効力を失うこととした。

規 則

鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第6号

鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例(平成16年鳥取県条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(駐車時等エンジン停止の適用除外)

第3条 条例第4条の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)その他法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止

するため、自動車等を一時停止する場合

- (2) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条に規定する自動車として使用する場合
- (3) 警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務遂行のために自動車等を使用する場合
- (4) 災害救助、医療活動その他県民の生命又は身体を保護するために自動車等を使用する場合
- (5) 駐車時等エンジン停止を実施することにより、自動車等の客室内の温度が著しく高温又は低温になり、乗員、乗客又は同乗者の健康又は安全に危害を及ぼすおそれがある場合
- (6) 乗合自動車停車所、停車帯その他これらに類する施設がない場所で、乗客又は同乗者が乗降するために自動車等を停車する場合
- (7) 土木工事として行われる作業、貨物の冷蔵その他走行以外の用途を有する自動車等において、駐車又は停車の間に当該自動車等のエンジンを当該用途の動力として使用する場合(自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うために使用する場合を除く。)
- (8) 駐車時等エンジン停止の時間が短時間(ディーゼルエンジンの場合にあつてはおおむね30秒以下、その他のエンジンの場合にあつてはおおむね10秒以下をいう。)となる場合
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、駐車時等エンジン停止を行わないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(駐車時等エンジン停止推進事業所)

第4条 条例第8条第1項の駐車時等エンジン停止推進事業所(以下「推進事業所」という。)は、次の各号のいずれかに該当する企業、法人等の中から知事が認証する。

- (1) 県内において事業活動を行う法人
- (2) 県内において事業活動を行う個人
- (3) 県内において自動車等の運転を行う個人が所属する団体(第1号に掲げる法人を除く。)

2 条例第8条第1項に規定する申請は、様式第1号の申請書に、次の資料を添付して行うものとする。

- (1) 駐車時等エンジン停止の推進宣言及び目標
- (2) 駐車時等エンジン停止の推進計画
- (3) 駐車時等エンジン停止の推進体制
- (4) 駐車時等エンジン停止の推進管理マニュアル
- (5) 駐車時等エンジン停止の推進計画等の点検及び見直しの方法

3 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、別に定める認証基準(以下この条において「認証基準」という。)に照らして審査を行うものとする。この場合において、知事は、必要に応じて実地審査を行うことができる。

4 知事は、条例第8条第1項の規定により推進事業所の認証をしたときは、第2項の申請書を提出した者(以下この条において「申請者」という。)に、認証証明書を交付するものとする。

5 知事は、申請の内容が認証基準に適合しないと認めるときは、理由を付して申請者に通知するものとする。

6 推進事業所の認証を受けた者(以下この条において「認証事業者」という。)は、第2項の申請書に記載した事項又は添付した資料の内容を変更しようとするときは、認証番号、認証日及び変更の内容を記した変更申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は、認証基準に照らして審査を行い、その結果を当該認証事業者に通知するものとする。

7 認証事業者は、毎年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに認証番号、認証日並びに1年間の具体的な取組の状況及び成果を記した報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は、認証基準に照らして審査を行い、その結果を当該認証事業者に通知するものとする。

8 知事は、前項の審査の結果、毎年度の具体的な取組の状況が認証基準に適合しないと認める場合は、認証事業者に対して認証基準に適合するために必要な助言又は指導を行うものとする。

9 知事は、前項の助言又は指導にかかわらず、認証基準に適合しない認証事業所について、推進事業所の認証

を取り消すことができる。

- 10 知事は、前項の取消しを行う場合は、理由を付して認証事業者にその旨を通知するものとする。
- 11 推進事業所の認証が取り消された者は、速やかに第4項の認証証明書を知事に返納しなければならない。
- 12 認証事業者は、自ら推進事業所であることをやめようとするときは、その旨及びその理由を記載した書面に第4項の認証証明書を添付して、知事に届け出るものとする。

(駐車時等エンジン停止推進事業所の公表)

第5条 条例第8条第3項に規定する公表は、鳥取県公報及び鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年鳥取県条例第19号)第8条第1項の環境白書への掲載並びにインターネットの利用その他の方法で行うものとする。

2 条例第8条第3項の規則で定める事項は、推進事業所の所在地とする。

(駐車時等エンジン停止宣言者)

第6条 条例第8条第2項の駐車時等エンジン停止宣言者(以下この条において「宣言者」という。)として認証する個人、住民団体等は、県内において自動車等の運転を行う個人又はこれらにより構成される団体(第4条第1項第1号の法人を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号の個人又は第3号の団体で推進事業所の認証を受けたものは、宣言者の認証を受けることができない。

3 条例第8条第2項に規定する申請は、様式第2号の申請書によるものとする。

4 知事は、条例第8条第2項の規定により宣言者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に認証証明書を交付するものとする。

5 宣言者は、自ら宣言者であることをやめようとするときは、その旨及びその理由を記載した書面に前項の認証証明書を添付して知事に届け出るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第4条関係)

駐車時等エンジン停止推進事業所認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

駐車時等エンジン停止推進事業所の認証を受けたいので、鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

認定を受ける事業所名	所在地	担当者	連絡先	対象となる車両の区分	従業員数	事業活動又はサービスの内容

注意事項

- 1 認定を受ける事業所が複数ある場合は、すべて記入すること。
- 2 「対象となる車両の区分」欄には、事業活動に使用する法人等の所有車両において駐車時等エンジン停止に取り組む場合は「事業所用車両」、従業員の通勤車両等直接事業活動に関係する車両以外で駐車時等エンジン停止に取り組む場合は「その他車両」と記入すること。

様式第2号(第6条関係)

駐車時等エンジン停止宣言者認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

駐車時等エンジン停止宣言者の認証を受けたいので、鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例第8条第2項の規定により、下記のとおり宣言します。

記

私は、鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例を遵守し、駐車時等エンジン停止を実行することをここに宣言します。

注意事項 申請後に申請書の記載に変更があつた場合は、速やかに連絡すること。

第 2 号	鳥 取 県 何 所 機 関 名 () 印	40ミリメ トル平方	機関の長	修了証書、卒 業証書その他 総務課長が適 当と認めるも の	第 2 号	鳥 取 県 何 所 (機 関 の 内 部 組 織 名) 印	30ミリメ トル平方	機関の内 部組織の 長
	第 3 号	鳥 取 県 何 所 (機 関 の 内 部 組 織 名) 印	30ミリメ トル平方			機関の内 部組織の 長		
22 略					22 略			

附 則

この訓令は、平成17年3月3日から施行する。